

中央仏教学院 新型コロナウイルス感染症対応ガイド

中央仏教学院
2020（令和2）年7月 策定

目次

- 1、はじめに
- 2、学院生への対応
- 3、学院内において安全確保のために実施する対策
- 4、開講期間中に感染が確定した者が発生した場合の対応
- 5、各自持参するもの
- 6、出席停止（公欠）等の措置を取る場合について

参考

新型コロナウイルス感染症専用相談窓口

中央仏教学院 連絡先

「新しい生活様式」の実践例

1、はじめに

この「中央仏教学院新型コロナウイルス感染症対応ガイド」は、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、中央仏教学院の開講にあたり、新型コロナウイルス感染予防対策として実施する基本的事項を整理したものです。

このガイドにおける感染予防対策は、感染を拡大させるリスクが高いとされている、密閉空間（換気の悪い空間である）、密集場所（多くの人々が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「3密」という。）を避ける、手洗いや手指の消毒、マスクの着用などの基本的な感染対策を継続するという、「新しい生活様式」の実践を前提としています。

2、学院生への対応

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対するリスクを承知したうえで開講時には、次のような内容の「誓約書」を提出いただきます。
 - ① 現在、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状を有せず、また、感染の陽性判定を受けていないこと（過去に陽性判定を受けたが、現在は陰性判定を受けている場合を含む）。
 - ② 授業を受けるにあたり、ガイドの内容を了承し、これを遵守すること。
 - ③ 開講期間中に新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状を発症し、または感染の陽性判定を受けた場合は、直ちに登校を中止し、中央仏教学院及び保健所、医療機関等の指示に従うこと。
 - ④ 中央仏教学院における授業・実習の実施において新型コロナウイルスへの感染を完全に防止することは不可能であることを承知し、万一感染することがあっても、中央仏教学院に対してその責任を問うことはしないこと。
- (2) 「新しい生活様式」を実践し、自己の感染予防に取り組み、体調を整えたうえで登校してください。
- (3) 学院登校時、健康状態について確認・体温測定をおこないますので体温計を持参してください。
- (4) 次の①～④に該当する場合には、ただちに中央仏教学院へ連絡をしてください。
 - ① 開講の前日まで及び開講期間中に、37.5度以上の発熱や軽い風邪症状（のどの痛み、咳、発熱）があった場合。
 - ② 新型コロナウイルス感染症が確定された方との濃厚接触がある場合。
 - ③ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる、又は感染が確定している方がいる場合。
 - ④ 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表され

ている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある場合。

※国立感染症研究所感染症疫学センターによる「濃厚接触者」の定義

患者が発症する2日前から、1メートル程度の距離で、マスクをせずに
15分以上会話した場合

- (5) 学院までの登下校は、公共交通機関の利用を避ける事が望ましいが、やむを得ず利用する場合は、必ずマスクを着用することを徹底してください。
- (6) 学院内においては、ガイドに従って行動してください。

3、学院内において安全確保のために実施する対策

(1) 全館

- ① 学院施設内では常時、マスク又はフェイスシールドを着用してもらいます。
- ② 「3密」を避ける対策を各所において実施するとともに、使用する教室等の清掃、消毒、換気を徹底的、定期的に行います。
- ③ 備品などについては、十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は使用を禁止します。
- ④ アルコール消毒液を各所に配置します。
- ⑤ 予防啓発ポスターを各所に掲示します。

(2) 教室・講堂等

- ① 机は、学院生の間隔を可能な限り離して着席できるよう配置します。
- ② 講師はフェイスシールドまたはマスクを使用します。
- ③ 気候上可能な限り常時、出入り口各所及び窓を開放し、換気を徹底します。
- ④ 勤行時の対応。
 - (ア) 講堂では可能な限り離れて着座し、場合によっては場所を分散します。
 - (イ) 学院生及び職員は勤行中もフェイスシールドまたはマスクを着用します。

(3) 職員室

学院生の職員室への立ち入りは原則禁止し、職員室受付カウンターにて対応をします。カウンターには透明ビニールカーテンを補設し、飛沫感染を防止します。

(4) 喫煙場所

屋外の所定の場所のみ喫煙可とし、密にならないよう間隔をあけて使用してもらいます。

(5) エレベーター

- ① 基本的に使用禁止とし、やむを得ない事情がある場合は、1人で使用することとします。

- ② ボタン等の消毒を定期的に行います。
- (6) 講堂前・通路・階段等
 - ① 常時換気を行い、手すりなどは定期的な消毒を行います。
 - ② 交わらないように進行経路（右側一方通行）を指定します。
- (7) 玄関
 - ① 密を避けるため、クラスごとに出入り口を分けます。
 - ② 消毒液を設置し、必ず使用するよう徹底します。
- (8) トイレ・洗面所
 - ① 不特定多数が接触する場所（便座、ドアノブなど）は、清拭消毒を行います。
 - ② 洋式トイレでは蓋を閉めて流すよう表示します。
- (9) 掃除・その他
 - ① マスクの着用を徹底します。
 - ② 掃除当番はマスク、ビニール手袋の着用を徹底します。
 - ③ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛ります。
 - ④ ゴミの廃棄を行う者は、マスクやビニール手袋の着用を徹底します。
 - ⑤ 清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹼と流水で手洗いを行い、アルコール消毒を行います。

4、開講期間中に感染が確定した者が発生した場合の対応

- (1) 保健所及び医療機関等の指示に従い、医療機関又は指定される施設において隔離・治療を行います。
- (2) 感染が確定した学院生を含む学院生全員の保証人、家族等に連絡します。
- (3) 感染が確定した者以外の学院生の対応については、保健所等の指示に従います。
- (4) 保健所等の指示に従い、オンライン授業に切替える等の措置を講じる事があります。
- (5) 保健所の指示を仰ぎ、学院生及び講師、職員等に状況報告を行います。

5、各自持参するもの

学院では、アルコール消毒液等は最低限準備できますが、状況によっては在庫切れになる場合があります。また、学院生のみなさんにはそれぞれ持参していただくものがありますので下記のを毎日持参してください。

- (1) 毎朝の検温で使用する体温計。
- (2) 清潔なマスク。
- (3) ハンカチ等口元を抑えられるもの、手を拭くもの。

6、出席停止（公欠）等の措置を取る場合について

学院生等の感染が判明した場合又は学院生等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該学院生に対し出席停止（公欠）の措置を取ります。

これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、学院生等に発熱等の風邪の症状がみられるとき、及び同居の方に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、当該学院生に対し出席停止（公欠）の措置を取ることがあります。

以上

参 考

【新型コロナウイルス感染症専用相談窓口 電話番号】

機関名称	電話番号	受付時間
京都府相談窓口	075-414-4726	土・日・祝日を含む24時間
京都市相談窓口	075-222-3421	土・日・祝日を含む24時間

【中央仏教学院】

〒615-0091

京都市右京区山ノ内御堂殿町27番地

075-841-1401（平日 午前9時～午後4時）